

議案第7号

岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員（法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。）を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 地方公務員法第26条の3第1項の規定による承認
(2) 岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年岩倉市条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）第16条の規定による介護

休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、あらかじめ第2条の規定により任期を定めて採用された職員の同意を得て、法第7条第1項に規定する範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、あらかじめ第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の同意を得て、法第7条第2項に規定する範囲内において、その任期を更新することができる。

（特定任期付職員の給料に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない

い。

(任期付短時間勤務職員の給料月額に関する特例)

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、岩倉市職員の給与に関する条例(昭和46年岩倉市条例第33号。以下「給与条例」という。)第5条第3項及び第6条第1項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料月額に、勤務時間条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第4条から第6条まで、第8条、第10条から第12条まで、第14条及び第16条から第18条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第21条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受け職員(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和7年岩倉市条例第 号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項中「、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める」とあるのは「総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た」とする。

3 給与条例第10条から第12条まで、第14条、第15条の2及び第19条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項第2号並びに第16条第3項及び第4項の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和7年岩倉市条例第 号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、給与条例第16条第3項及び第4項ただし書中「定年前再任用短時間勤

務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年岩倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「の規定により」を「又は岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年岩倉市条例第 号）第4条の規定により」に改める。

(岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 岩倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 岩倉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年岩倉市条例第 号）第4条第3項の規定により任期为定めて採用された短時間勤務職員